

2024年12月23日

岡山県知事  
伊原木 隆太 様

働くルールを確立し、  
就職保障と人権を守る岡山連絡会  
共 同 代 表 中島 純男  
” 岡本 芳行  
” 村田 秀石

## 高校・大学生、青年の雇用確保と働くルールの確立を求める要請書

平素より、若者の雇用保障と働くルールの確立にご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、私ども岡山就職連絡会が、県内の高等学校と特別支援学校を対象に行った10月末時点の就職内定実態調査によると、公立高校・特別支援学校で87.1(前年86.0)%、私立高校で77.5(同75.8)%という状況でした。私立高校の内定率が低いのが懸念材料ですが、全体としては前年並みの内定率となっています。

この間、企業の人手不足感が強く、新規学卒者の雇用については、全体として堅調に推移しているようですが、私どもの調査では、求人・選考内容の変更が8(同10)件報告されています。「面接の際に家族のことを聞かれた」といった気になる事例も報告されており、県内企業・経営者団体に就職活動のルール確立を働きかけていくことは、依然として重要な課題です。

また、国においては労働基準のデロゲーション(適用除外)を拡大する議論が進められていますが、私たちは、憲法27条に定められた勤労条件法定主義に基づき、働くルールを確立させることが重要であると考えます。

つきましては、高校・大学生、青年の雇用確保と働くルールの確立のために次の事項を要請しますので、格段の努力をお願いいたします。

記

### ■雇用確保に関する要請事項

- 1 新規学卒者や青年の雇用確保のため、岡山労働局、岡山県教育委員会と連携し、引き続き格別のとりくみをする事。
- 2 新規高卒未就職者を生まないとともに、正規雇用の拡大に向けて、関係部署・機関との連携を図りながら就職支援事業をいっそう拡充していくこと。
- 3 正規県職員の増員とともに、教育・福祉・医療など公務公共分野において高校生・青年の雇用創出をはかること。また、地域における高校生・青年の雇用確保の条件整備をはかるため、必要な財政的措置も含め、中小企業や地域の振興策を強化すること。

- 4 新卒未就職者に対して、公的職業訓練事業の一層の充実・強化をはかるとともに、職業訓練機関などへの入学金・年間学費を助成するなどの制度をさらに充実させること。
- 5 防災・災害対応をはじめ介護・医療・教育など地域に高いニーズがある公務分野で青年の正規雇用を拡大する施策を充実させること。
- 6 高校・大学新規学卒者をはじめとする青年を雇用した県内中小企業に補助金を支給する制度を改善・強化すること。
- 7 中小企業による青年の雇用拡大をめざして、中小企業育成支援策を強化するとともに、中小企業に関する正確で詳細な情報を青年に提供する場を増やすこと。
- 8 おかやま若者就職支援センター(ジョブカフェおかやま)、倉敷相談室・津山相談室の活動をより強化すること。
- 9 障害者の雇用拡大をはかるため、以下の項目について関係機関への働きかけを強めること。
  - (1) 知事部局における障害者の雇用率達成を引き続き維持すること。
  - (2) 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、障害者就業・生活支援センターの活用を積極的に促すこと。
  - (3) 障害者の法定雇用率の達成とともに、障害を理由にリストラされることのないように各事業所への指導を強化すること。
  - (4) 公務員の採用試験では視覚障害に対応した試験に加えて、音声機器による試験を実施するなど、具体的な対策をさらにすすめること。また、公務分野での障害者の採用増に引き続き努力すること。
  - (5) 企業就労困難な障害者青年が働く就労継続A・B型事業所や作業所の仕事を確保すること。
  - (6) 最低賃金法による最低賃金減額分を特定求職者雇用開発助成金(特開金)等により国が保障するよう働きかけること。当面、県が保障する制度を早急に作ること。
  - (7) 障害者就労支援継続A型の事業所認定に営利主義の株式会社を認定することは、より慎重に行うこと。また、特開金の助成は差別することなく就労支援B型にも行うことを国に具申すること。
- 10 大学生の修学保障、新規学卒者の県内雇用につながる奨学金返還支援制度を拡充すること。

## ■働くルール確立に関する要請事項

- 1 すべての労働分野で労働条件の明示、有給休暇の付与など労働関係法の遵守を徹底させるよう関係機関への働きかけを強めること。とりわけ以下の項目について関係機関への働きかけを強めること。
  - (1) 事業主に労働時間管理を徹底させ、不払い残業をなくすこと。
  - (2) 年次有給休暇の完全取得を前提とした職場体制(人員配置)の拡充をはかること。

(3) 勤労条件法定主義を堅持し、労働基準のデロゲーション(適用除外)を拡大しないこと。

2 「働く若者サポートガイド」の普及と活用に努め、労働基準法、労働安全衛生法などが使用者規制・労働者保護の趣旨で成り立っていることを、広く事業主・労働者・県民・学校関係者に周知させること。

#### ■就職活動のルール確立に関する要請事項

- 1 募集・選考・採用にあたっては、職業能力・適性によることとし、性別や出身校を理由とした就職に関するいっさいの差別をなくすこと。
- 2 新規学卒者に対する採用内定取り消しや労働条件引き下げがおこなわれることのないよう関係機関への働きかけを強めること。
- 3 大学生が学業に専念できるように、就職活動のルールをつくること。